

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成28年6月30日(2016.6.30)

【公表番号】特表2015-518007(P2015-518007A)

【公表日】平成27年6月25日(2015.6.25)

【年通号数】公開・登録公報2015-041

【出願番号】特願2015-514283(P2015-514283)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/36 (2006.01)

A 6 1 P 31/10 (2006.01)

A 6 1 P 43/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/36

A 6 1 P 31/10

A 6 1 P 43/00 1 2 1

【手続補正書】

【提出日】平成28年5月13日(2016.5.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

動物のスケドスボリウム属感染症の治療のための、3, 4-メチレンジオキシ- -メチル- -ニトロスチレンまたはその薬学的に許容可能な塩を含む、医薬組成物。

【請求項2】

3, 4-メチレンジオキシ- -メチル- -ニトロスチレンまたはその薬学的に許容可能な塩が、アンホテリシンB、フルコナゾール、イトラコナゾール、ケトコナゾール、ポリコナゾール、テルビナフィンおよび他のアリルアミン、グリセオフルビン、安息香酸、シクロピロックス、5-フルシトシン、ウンデシレン酸、クリスタルバイオレット、トルナフタート、ナイスタチン、クロトリマゾールおよび他のイミダゾール、アモロルフィン、ならびにカスボファンギンおよび他のエキノカンジンからなる群から選択される少なくとも1つの他の活性薬剤と併用して投与されるものである、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項3】

動物がヒトである、請求項1または2に記載の医薬組成物。

【請求項4】

感染症が、スケドスボリウム・プロリフィカンスまたはスケドスボリウム・アピオスペルムムによって引き起こされるものである、請求項1～3のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項5】

感染症が、スケドスボリウム・プロリフィカンスによって引き起こされるものである、請求項4に記載の医薬組成物。